

PCR 検査、傷害保険、特殊勤務手当について  
(社会福祉施設等への応援職員派遣事業)

令和2年12月 社会福祉法人山口県社会福祉協議会

1 PCR 検査について

応援職員として派遣される方には、山口県予防保健協会の協力を得て、最大3回(応援職員の派遣開始日前日、派遣終了日翌日、派遣終了日1週間後)PCR検査を受けていただくこととしています。(派遣前のPCR検査の希望がある場合は県社協で調整します。)

検査費用については、1回あたり25,000円程度となりますが、県・下関市の補助金の対象となります。

2 傷害保険について

保険の補償内容等の契約条件については、派遣元において必要なものに加入していただくことを想定しています。新型コロナウイルス対応の損害保険は増えており、加入されている保険会社に御確認ください。

保険を新型コロナウイルスに対応させるための追加的費用については、県・下関市の補助金の対象となります。

また、本事業では、加入されている保険が新型コロナウイルスに対応していないことに備え、本事業に対応した傷害保険を用意しており、保険料については、県・下関市の補助金の対象となります。

【本事業に対応した傷害保険の概要(1人あたり)】

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
対象期間	派遣中及び待機期間(最大1か月)
保険料	45,820円
補償額	死亡5,000万円
	入院15,000円(1日)
	通院10,000円(1日)

3 特殊勤務手当について

県社協として、本事業において、応援職員の精神的サポート、(起こりうる)風評被害への慰労として、特殊勤務手当は11,000円が適当としています。

特殊勤務手当については、県・下関市の補助金の対象となります。